

## 温室効果ガス排出抑制措置結果報告書の作成 FAQ

- Q. 目標年度は「平成 32 年度」であるが、改元に伴う目標年度の変更はあるか。
- A. 目標年度に変更はありませんので、「平成 32 年度」は「2020（令和 2）年度」と読み替えてください。
- Q. 2005（平成 17）年度の排出量のデータが存在しない場合、基準年度をいつにすればよいか。
- A. 把握可能な直近の年度を基準年度としてください。
- Q. 2020（令和 2）年度の目標値はどのように設定すればよいか。
- A. 事業者、事業所又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に設定してください。  
そのような目標値がない場合は、以下の県の目標値を参考に設定してください。
- ★ 兵庫県地球温暖化対策推進計画（H29.3）の中間目標  
2020（令和 2）排出量…2005（平成 17）比で▲6%  
（電力排出係数を 0.358 に固定した場合 ▲15%）
- Q. 計画書・報告書には、要綱による指導対象である大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設に係る電気や燃料の使用量のみを記載すればよいのか。
- A. 要綱による指導対象となるのは、大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設を設置又は管理している事業所そのものです。計画書・報告書の作成にあたっては、ばい煙発生施設に係るものも含め、事業所全体での電気や燃料の使用量を記載してください。
- Q. ショッピングセンター・テナントビルやマンションの排出量報告にあたり、電気や燃料の使用量はビル内の店舗や、マンションの各部屋の使用量まで合算して報告しなければならないのか。
- A. マンションについては、維持管理に使用している分（廊下の照明やビル全体の空調など）または把握可能な部分の報告だけで結構です。各部屋の電気、燃料使用まで報告いただく必要はありません。  
ショッピングセンターやテナントビルについては、基本的には全体の電気及び燃料の使用量を報告して下さい。ただし、各店舗が個別に契約している場合や、各店舗が独自に設置している機器で、個々のメーターによりその電気等の使用量がわかる場合は、含める必要はありません。
- Q. 電気は関西電力以外の電気事業者から購入しているが、電気の排出係数はどのように処理すればよいか。
- A. 購入されている電気事業者の排出係数に代えて報告していただいて結構です。ただし、その旨を報告書に記入してください。
- Q. 報告する温室効果ガス排出量の対象期間はいつからいつまでか。
- A. 報告する年の前年 4 月初め～当年 3 月末（2020（令和 2）年に報告するのであれば 2019（令和元）年 4 月 1 日から 2020（令和 2）年 3 月 31 日まで）に排出された温室効果ガスの量を報告してください。  
※ 昨年、前年度の計画書や報告書が未提出の場合は、併せて報告してください。
- Q. 報告書の提出方法はどのようにすればよいか。
- 以下のホームページにリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書を Excel ファイルで提出してください。以下のホームページでは様式をダウンロードできます。  
「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」  
<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/keikaku>  
「ひょうごの環境」ホームページ「温室効果ガス排出指導要綱」  
<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/youkou>  
集計処理のため、PDF や紙媒体での提出はなるべく避けて下さい。押印は不要です。  
詳細はホームページ掲載の「提出方法について（PDF）」を参考にして下さい。  
※ 受領印をご希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑（表紙）のみご郵送ください。  
※ パソコン未設置などやむを得ない場合のみ郵送（〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県農政環境部環境管理局温暖化対策課宛）もしくはファックス（FAX：078-382-1580）でご提出ください。